

第2回別府市行財政改革市民委員会 概要

1 日 時 平成24年7月12日(木) 13:30～

2 場 所 別府市役所4階 4F-2会議室

3 議事概略

(1) 第1回委員会協議事項の評価について

① 定員適正化の推進

(評価) B

② 人材育成の推進

(評価) C

③ 新たな人事管理制度の構築

(評価) C

④ 任期付職員制度の導入

(評価) C

※ 評価について A: 予定どおり取り組み成果があった
B: 取り組んだが十分な成果が得られなかった
C: 取組不足

(2) 第2回委員会協議事項

① 給与制度の見直し

(市民委員) 平成22年度と平成23年度を比較すると正規職員数は削減されているが、削減した正規職員数について非正規職員で補っているということはあるのか。

(職員課) 削減した正規職員数と同数の非正規職員を新たに配置しているわけではない。しかし、結果的には正規職員数が減り、非正規職員数が増える

傾向となっている。

(市民委員) 総人件費は削減できているのか。

(職員課) 総人件費については、平成22年度と平成23年度を比較した場合、約2億円削減できている。

(市民委員) 給与制度改革(平成24年1月1日改正)について、改正理由として「上位級に偏っていた職員構成の是正」とあり、この点について国及び県から指摘を受けていたとのことだが、それはいつ頃からなのか。

(職員課) 国は給与制度改革について平成17年の人事院勧告に伴い、翌年の平成18年に改正している。別府市の場合は、平成19年に一度改正を行った。この時の級別構成をみると、4級、5級、6級に係長職(主査を含む)がまたがっており、課長補佐(主幹を含む)の職に就かなくとも給与については6級となることが可能であった。この場合、一定程度の経験年数を積んだ職員は昇級していくこととなり、結果的に上位級に職員が集中する傾向となっていた。以上について、平成19年の改正後に指摘を受けていたため是正し、同一職種の場合は給与制度上も同一級にすることとした。(一部例外あり)

(市民委員) 効果額については、給与制度改革に伴う級別構成の見直しを行った結果の給与削減額を積算したと理解してよいか。

(職員課) 効果額は、旧給与制度を運用し続けた場合と現行制度の場合を比較し、その差額を算出したものである。したがって、効果額が給与の削減額というわけではない。

(市民委員) 平成23年度は条例の改正を行った時期にあたるが、級別構成の見直しは行われたのか。また、効果額の実績はあがっているのか。

(職員課) 平成24年1月に級別構成の見直しを行ったため、1月から3月までの3か月間は実績があがっている。

(市民委員) 同様の質問となるが、平成23年度の実績効果額については、実際にこの額が削減されたわけではないと考えてよいか。

(職員課) さきほども説明したとおり、旧制度を運用し続けた場合と現行制度での給与額を比較し、その差額を効果額としてあげている。効果額は実際に削減された額ではない。

(市民委員) 55歳に達した時の給与と再任用職員の給与について説明していただきたい。

(職員課) 職員が昇給する場合、通常は4号級ずつ昇給することになっているが、55歳を超えた職員については2号級ずつしか昇給せず、昇給の幅が2分の1となる。

再任用職員の給与については、給料表で額を定めている。ただし、給

料月額については、正規職員と同様にフルタイムで勤務した場合の額である。別府市の場合は、フルタイムで週5日勤務している再任用職員はならず、勤務日数に応じた給与を支給している。

(市民委員) 職員の定年退職日はどのように定められているのか。

(職員課) 条例で定年に達した日以降における最初の3月31日を退職日と定めている。

(市民委員) 主管課評価をBとした理由を教えてください。平成23年度の取組計画と実績を比較した場合、計画どおりの実績があがっているように思える。

(職員課) 原則は年度ごとに実績を評価することになっているが、担当課としては給与制度改正の時期が当初の計画より遅れたため、給与水準の抑制効果が出る時期も遅くなってしまう点を考慮してB評価とした。

(市民委員) 第3次別府市行政改革推進計画を作成した当初は、平成22年度に給与制度の見直しを完了している予定であったのか。

(職員課) 当初はその予定であったが時期がずれこんだ結果、全体の計画が1年遅れとなっている。

(市民委員) 給与制度改革は、人事評価制度と密接に関係しているように思われるが、その点についてはどのように考えているのか。

(職員課) 人材育成のための人事評価制度ではあるが、給与制度とも関連があり、国などはすでに(給与制度と評価制度を)連動させている。

だが別府市では、まだ人事評価制度がきちんと確立されていないため、まずは適正な評価ができる体制を整えたい。

②福利厚生事業の見直し

(市民委員) 福利厚生については法定内(健康保険や年金など)と法定外(組織が自由度をもって定めるもの)があるが、改革項目に掲げている福利厚生事業とは、法定外ということよろしいか。

(職員課) 法定外の事業である。

(市民委員) 職員厚生会については管理職も入っているのか。

(職員課) 管理職も入っている。

(市民委員) 平成23年度、健康増進助成事業を利用した職員は312名とのことだが、対象となる職員数と利用率を教えてください。

(職員課) 対象となるのは職員厚生会に入っている正規職員であり、1,060名ほどである。利用率は約3割となっている。

(市民委員) 利用率が低いように思えるが。

- (職員課) 健康増進助成事業の内容は、健康診断における助成(宿泊ドックやオプション健診等に係る助成)となっている。そのため、比較的年齢が若い層の利用率が低い。実際に利用した312名は40代や50代がほとんどである。
- (市民委員) 助成の仕組みとしては、個人が負担する健診料等に対してその一部を補助するものと認識してよいか。
- (職員課) そのとおりである。
- (市民委員) 健康増進助成事業以外のクラブ補助事業、社会貢献助成事業、まつり協賛事業、医薬品・健康関連機器等購入については、今後どのように考えているのか。
- (職員課) クラブ補助事業、社会貢献助成事業、まつり協賛事業への補助については、平成23年度に終了した。平成24年度に福利厚生事業として残っているのは、健康増進助成事業及び医薬品・健康関連機器等購入のみである。
- 職員に健康で働いてもらうための事業に特化するという趣旨で見直しを図った。
- (市民委員) 健康増進助成事業については、助成の対象となる医療機関は限定されているのか。
- (職員課) 特に限定はされていない。しかし、傾向としては健康診断を行う医療機関で助成の対象となるオプション健診等を受診する場合はほとんどである。
- (市民委員) 福利厚生事業は法律に則って決まり、助成されるのか。
- (職員課) 職員厚生会は職員相互の互助機能と福利厚生事業を一体的に運営する組織(民間企業の互助会と同趣旨の団体)で、地方公務員法第42条の規定により、「別府市職員厚生会に関する条例」に基づいて設置されている。その条例の中で別府市の負担金について定めている。
- (市民委員) 職員厚生会への補助金はないとのことだが、一方で平成22年度の福利厚生事業決算における公費率(互助会公費補助率)は43%となっている。どういうことか。
- (職員課) 職員厚生会事業は職員の会費と市の負担金を財源としている。ここでの公費率とは、その負担金の割合のことである。職員厚生会に対しては、負担金以外に補助金等の支出はない。
- (市民委員) 職員厚生会はどのような団体と位置付けられているのか。
- (職員課) 基本的には、職員の福利厚生のための団体である。福利厚生以外の事業については、駐車場の斡旋、生命保険に関する事務、売店事業などを行っている。

- (市民委員) 職員厚生会に対しての公費支出はあるということか。
- (職員課) そのとおりであるが、公費で支出する負担金については、先ほど説明した健康増進助成事業にしか使わないようにしている。
- (市民委員) 職員厚生会の財源は、各職員の負担金だけではなく、市からも健康増進助成事業に対する負担金として公費が支出されているということか。
- (職員課) そのとおりである。
- (市民委員) 民間では、事業主が互助会の福利厚生事業に対して資金提供するケースは少ないのではないかと。本来、互助会は加入者が相互に資金を出し合い、福利厚生など必要な時にその資金を支出するというものだと思う。

③未利用財産の貸付及び処分の検討

- (市民委員) 財産活用推進会議で個別の物件ごとに売却の可否を検討しているとのことであるが、この会議の構成員や開催頻度を教えていただきたい。
- (財産活用課) この会議の構成員は、副市長、企画部長、総務部長、財産活用課長、政策推進課長、関係する課の職員である。開催頻度については、概ね年4回である。
- (市民委員) 会議の中では市が所有する土地や建物の活用方法等を関係者で話し合うのか。財産の活用方法について、外部からの意見を取り入れることはないのか。
- (財産活用課) 現在のところ外部意見については取り入れていない。
- (市民委員) 平成23年度は目標数値を達成しているが、経済情勢が悪い中、財産の売却については難しくなっているのではないかと。
- (財産活用課) おっしゃるとおり経済情勢が悪く土地の需要がなくなっている中で、売却は厳しくなっている。
- (市民委員) 2件の土地について一般競争入札を実施するための測量を行ったが、隣接地の所有者との協議の遅れで入札に至らなかったとあるが、その理由は何か。
- (財産活用課) 具体的に述べると、1件は私有地からの配管の問題があったが、現在は解決し近日中に公売予定である。
もう1件については、字図上にある私有地の存在が確認できず、現在も調査中である。
- (市民委員) 未利用財産は、資料にある土地の6箇所だけなのか。
- (財産活用課) 担当課で売却等可能と判断しているのはその6箇所だけである。
- (市民委員) 平成23年度実績数値が126,086,314円となっているが、この数値は財産の売却益だけではなく、土地などの貸付料も含んでいるのか。

- (財産活用課) 貸付料も含んだ金額である。
- (市民委員) 土地等を売却する相手方については、不動産業者等もしくは個人のどちらもあり得るのか。
- (財産活用課) 財産を売却する場合は基本的に一般競争入札になるため、どちらもあり得る。面積が広い土地は、なかなか個人での購入は難しい部分もあるが、買い手が見つからない場合は、土地を分割して公売することもある。
- (市民委員) 不動産を公売する場合、土地に何らかの建物がある場合も対象となるのか。
- (財産活用課) 公売対象となるのは、基本的に建物等がない更地である。
- (市民委員) 財産を売却するという事は、行政としてその財産の活用方法等がなく、売却によって不利益をこうむる市民がいないことが前提と考えてよいか。
- (財産活用課) そのとおりである。
- (市民委員) 基本的に公売対象となっているのは土地が主のようだが、その他に対象となる財産はないのか。
- (財産活用課) 不動産以外にも自動車等の動産も対象となっており、実際に公売を行っている。公売方法はインターネットによる入札等である。
- (政策推進課) 補足説明をさせていただくと、市所有の財産は行政財産と普通財産に分けられる。市営住宅や公民館など目的がはっきりしているものは行政財産で、普通財産は個人と同じ立場での所有となる。財産活用課はその中でも普通財産を管理している。近年は、市営住宅の廃止等により用途がなくなった不動産が、普通財産に変更される場合もある。もちろん、本来の用途を終えた土地であっても、今後別の用途で利用する場合は公売せずに活用することもある。
- (市民委員) 財産の活用方法及び売却方針等は、先ほど説明していただいた財産活用推進会議で議論され決定されるということでしょうか。
- (財産活用課) そのとおりである。現在、国においても財産の有効活用が求められているため、将来的に財産をどのように活用していくかを財産活用推進会議で検討している。
- (市民委員) 資産運用ということとは別に景観の保持等「まちづくり」の観点から考えると市が財産を保有することも必要ではないか。市有地の活用法について、もっと外部からの意見を取り入れてもよい気がする。
- (財産活用課) 現在、行政財産を普通財産に変更する際は各課に連絡し、それぞれの事業計画において活用できないかを確認している。その結果も踏まえて財産活用推進会議で今後の活用方法について検討している。
- (市民委員) 今後は現在や数年後の利益のことだけではなく、10年後、20年後

を見据えた財産活用をし、観光のまちづくりを行ってほしい。

(市民委員) 各課所有の未利用財産の洗い出し、処分に向けた協議を開始したとのことであるが、平成23年度は対象となる財産について、処分等の検討を行ったと考えてよいか。

(財産活用課) 対象となる財産については、現在も継続して協議中である。売却可能な状況になり次第、公売したいと考えている。

④リサーチヒルの売却

(市民委員) リサーチヒルは、旧頭脳立地法に基づいた企業誘致をしているため、特定の業種以外を誘致した場合、補助金の返還義務が生じるとのことだが業種制限を外せないことも誘致が進まない要因となっているのか。

(商工課) 旧頭脳立地法で定められた業種(ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業等)内での企業誘致は現在の経済情勢から考えると、非常に難しいのが現状である。

(市民委員) 県と協議を行い、より売却しやすい方向に進んでいるのか。

(商工課) 現在も協議中で、業種制限を解除するか否か等についても決定はしていない。今後もし決められた業種以外の企業を誘致する場合は、県補助金の返還義務が生じることになる。

(市民委員) 土地開発公社からのリサーチヒル未販売分譲予定地購入について、購入金額が約7億2,000万円であるのに対して、売却予定価格が約1億9,600万円となっているが購入金額及び売却予定価格は妥当か。

(商工課) 売却予定価格については平成16年に評価した額となっており、現在の評価額はさらに下落していると思われる。

(政策推進課) 補足説明をさせていただくと、土地開発公社から購入した土地の中には、公園用地、道路部分も含まれている。

(市民委員) リサーチヒルの売却については、第2次別府市行政改革推進計画においても改革項目にあげられていたが、平成22年度までは進展がみられない。平成23年度は土地開発公社が所有していた未販売分譲予定地を取得したことで、改革が前進したと考えてよいか。

(商工課) 土地開発公社解散に伴って未販売分譲予定地を取得した点、分譲条件緩和のため、旧頭脳立地法の制限解除について県と協議し、制限解除した場合の補助金の返還義務について確認した点、以上2点について進展があったと考えている。

(市民委員) 本年度以降も取組計画に「企業誘致の推進」があげられているが、どのように推進するか教えてほしい。

- (商工課) 企業誘致が難しい状況ではあるが、今後は関係各課や県と旧頭脳立地法による制限解除も視野に入れ、具体策を検討していきたい。
- (市民委員) 旧頭脳立地法に定められている業種の企業への売込み等、具体的な取組は行っているのか。
- (商工課) 現状、企業への積極的な売込みは行っていない。
- (市民委員) 企業誘致を推進するのであれば、企業側に積極的なアプローチをすべきではないか。
- (商工課) 県の企業立地推進課とも連携をとり企業誘致を行っているところだが、市側から企業に対して積極的な売り込みをするまでには至っていない。
- (市民委員) 改革項目は「リサーチヒルの売却」とされているが、今後も売却する方向で考えているのか。
- (商工課) 売却したいと考えている。
- (市民委員) 県との協議の中で業種制限を解除して土地を売却し、その後補助金を返還するという話になったのか。
- (商工課) 県との協議では、業種制限を解除して企業誘致をした場合、県からの補助金(利子補給分)については返還義務が生じることを確認した。今後実際に業種制限を解除して企業誘致を行うかどうかについては結論に至っていない。業種制限を解除する場合は、既にリサーチヒルに誘致している既存企業及び近隣住民等の理解を得る必要がある。
- (市民委員) 業種制限を解除して企業誘致をするのか検討するだけでは進歩がない。平成24年度以降の計画についても「検討する」という言葉が並んでいるが、改革は前進するのか。
- (政策推進課) 今後、業種制限を解除して土地を売却していくのか、企業誘致がどうしても困難な場合は市の行政財産として活用していくのか等、いつかの時点で考え直さなければならないと考えている。しかしながら、現時点ではあくまでも企業誘致を目指すというのが市の方針である。
- (市民委員) 別府市として全体の計画の中でリサーチヒルの造成を決めたのか。旧頭脳立地法に基づいた企業誘致を行った経緯を教えてほしい。
- (商工課) 平成2年に「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」(平成10年廃止)に基づいて、県が別府市を含む5市2町をソフトウェア業など6業種の集積特定地域に指定し、平成3年に県の指導のもとリサーチヒルが特定業種の集積地として決定された。その後、平成4年から土地開発公社による用地の買収と造成が開始され、平成8年に完了し企業誘致を開始した。以上が経緯である。
- (市民委員) 県の主導で誘致を開始したということか。
- (政策推進課) 企業誘致については、基本的に県の主導で行っている。